

環境情報にかかるWeb開示の諸課題

—中間報告—

(代表) 大 島 正 克 (亜細亜大学)
鈴木 人 史 (公認会計士)
村 井 秀 樹 (日本大学)
町 田 祥 弘 (東京経済大学)
中 野 貴 之 (流通経済大学)
久 持 英 司 (駿河台大学)
松 田 真由美 (法政大学大学院)

I はじめに

近年における情報技術の発展とその普及は、企業活動を根本的に変革するさまざまな影響を及ぼしている。とりわけWeb (World Wide Web, WWW, 以下Webと標記) の普及の影響は大きい。それは企業の情報開示活動分野についても同様である。現在および潜在的な外部のステークホルダーは、従来の紙媒体またはマスメディアによる情報の受容に加えて、非紙媒体によるかつより適時的な情報としてWebの検索機能の活用による情報を、情報提供者と情報利用者との双方向コミュニケーションを前提に受容するようになった。

環境報告書等の環境情報については、財務情報に匹敵するほどの開示システムを現時点では持っていない。さらにWeb上における環境情報開示においては、企業の自主性に委ねられている。他方、企業に対する環境情報開示への要求は高まり、環境会計の諸概念に関するフレームワークも設定され、従来の会計概念には当てはまらない状況ともなってきた。そこでわれわれは、紙媒体とは異なるWebによる環境情報開示について、国内および国際的な現状の調査を行うとともに、その調査によって明らかとなった問題点を踏まえて、Web上の環境情報開示についてさまざまな側面から検討することとした。

また、Web上の情報は、適時性に優れているが、他方、信頼性に関する問題を抱えている。さらにWeb上において適時的に開示された財務情報については、必ずしも財務諸表監査と同様な形で外部監査を行う時間的余裕はなく、それらの情報に対しては、低い保証水準が適用されることになる。さらにそのような保証はWeb上の情報のうちどの範囲までを対象とするのか、あるいはその保証業務の結果をどのような形で報告するのか、あるいはWeb上の情報は適宜更新されるため、それら更新される情報についてどのようにして継続的に保証業務を実施するの

か、という問題などが生じる。

環境報告書等の環境情報の開示においては、企業の開示する環境情報全体を対象とした環境情報固有の保証業務の実施が必要となっている。さらにそれら環境情報がWeb上に開示されるようになると、Web上の財務情報と同様にWeb上の環境情報の信頼性と適時性の問題および会計プロフェッションによる保証業務の実施が問題となるのである。

II Web開示の捉え方

企業が外部に提供する情報は、「報告」として提供されるものと、「開示」として提供されるものがある。理論的な考察からは、報告はAccountabilityの考え方にに基づき、開示はAgency理論に基づく考え方であると考えられているが、当該調査では、報告と開示をexchangeableに用いることとしている。強いというならば、報告はかなり限定されたステイクホルダーを対象とし、開示はかなり広範囲のステイクホルダーを対象にしている、と解釈している。したがって、Webの場合も、不特定多数を対象にしているため、開示という捉え方に基づいている。

III 開示制度の現状と課題

Web開示の問題を議論するに先立ち、情報開示の諸形態とそれらのWeb上での開示の現状を検討してみると、まず、企業による情報開示の形態には、大別して強制開示と任意開示とがあり、また情報開示の方法には、紙媒体による情報開示と非紙媒体による情報開示とがある。それらをまとめると図表1のようになる。

図表1 情報開示の諸形態とそれらのWeb上での開示状況

	規制主体等	開示情報等	Web上の開示
強制開示	商法	決算公告等	
	証券取引法	有価証券報告書等	EDINET (2001/6~)
	自主規制機関(証券取引所、業界)による規制	決算短信および業績予測等の適時開示	Tdnet (東証、1998/8~) JDS(証券業協会、2000/7~) ED-NET(大証、2000/8~)
任意開示	IR	投資家等に対する情報提供(決算説明会の開催、アニュアルレポート等の発行)	各企業のWebサイトでの任意の開示
	PR	販売促進等を目的とした広報活動	

われわれが対象としている環境情報の開示は、任意開示であり、非紙媒体による開示である。そして非紙媒体による開示の典型例としてのWebによる開示を選択している。特にWebによる開示は、インターネット利用者がますます増大する状況にあつて、企業は、Web開示を基本的対象とした情報開示を推し進める必要性に迫られているといえる。

環境情報についても、強制開示と任意開示の2形態があり、また紙媒体による開示に限ってみても財務報告書の中に含まれる場合と、別に環境報告書を作成する場合とがあり、分類すればA～Dの4形態がある。それらをまとめると図表2のようになる。

図表2 環境情報開示の諸形態

	財務報告書	環境報告書
強制開示	A	C
任意開示	B	D

Aは、アメリカやカナダにおいてみられる形態である。環境コスト、環境負債およびそれらに関連した事項を財務諸表上で認識することが要求されている。

Bは、環境への関心が高まるにつれ、企業側が企業の方針等を開示する例であるが、日本企業において一部みられる。多くの環境情報が提供されているわけではない。

Cは、政府の規制によって開示が強制される場合と、自主規制機関によって強制される場合がある。前者はデンマークおよびオランダにおいて採用されている。後者は環境監査規格であるEMAS (Eco-Management and Audit Scheme) であり、それへの参加企業は、環境報告書の作成と外部環境検証人の監査が義務付けられる。

Dは、任意に環境報告書を作成する場合である。この場合でも、例えば、日本の環境庁（現環境省）の『環境報告書ガイドライン（2000年度版）』、CERES (Coalition for Environmentally Responsible Economies)、PERL (Public Environmental Reporting Initiative)、あるいはGRI (Global Reporting Initiative) 等のガイドラインがあり、それらに準拠して作成される。

以上のA～Dの環境情報は、各企業のWebサイトに転載されることもあるが、それら情報の信頼性の保証については、転載である限り環境報告書等に対する保証の問題であり、Webサイト開示固有の問題ではない。しかしA～Dを要約あるいは加工された情報が、あるいは適時的に新たな情報が、IRやPRとしてWeb上で開示される場合は、信頼性の保証の問題が生じることになる。

IV Web上における環境情報開示の状況に関する調査概要

(1) 実態調査の前提条件

a) 調査対象企業は、2000年8月31日現在の東証一部上場企業1202社のうち3月決算の企業1013

社とした。

- b) 調査期間は、2001年9月下旬から10月上旬とした。
 - c) この期間に上場を廃止した企業については、企業およびホームページが存続している限り調査対象とした。
 - d) 合併等のうち企業名が変更になった企業については、新企業を調査対象とし、吸収合併の場合は存続会社のみを調査対象とした。
 - e) 当研究会メンバーで業種ごとに調査企業を分担し、各企業のホームページにおける環境情報の開示実態を調査した。また、調査における評価方法およびベンチマーク等は特に設けなかった。
 - f) 環境情報を開示している企業のホームページについては、表紙のハードコピーをとり、さらに環境報告書以外の環境情報専門ページが存在する場合も、そのハードコピーをとった。
- (2) 調査項目と記録方法

調査項目に関しては、FASB, Business Reporting Research Project Steering Committee が表した“Electronic Distribution of Business Reporting Information” (2000) ならびに “Improving Business Reporting : Insights into Enhancing Voluntary Disclosure” (2001) を参考に作成した。

- a) 表紙から環境情報へのアクセス方法 (ジャンプ) について：タイトル (「環境報告書」「環境への取り組み」等) を記録
- b) 環境ページの有無について：開いたページのタイトルを記録
- c) 環境報告書そのものが掲載されているか：○×方式等で記録
- d) 環境報告書の一部を掲載しているか：○×方式等で記録
- e) 環境報告書の要約を掲載しているか：○×方式等で記録
- f) 環境報告書の年次等⇒発行日 (日付) をできるだけ詳しく記録。「2000年度版」とあればその旨のみ記録。
- g) 環境ページの更新日があるか：あればその更新日を記録
- h) 環境報告書、環境ページ以外における情報の開示：
 - h-1) 投資家向け情報：社長のメッセージなど、文章を記録
 - h-2) 財務情報：数値で記録
 - h-3) 研究開発
 - h-4) ISO14000シリーズの取得：○×方式、または文章を記録
 - h-5) 企業内教育について：従業員一同による取り組みについて記録
 - h-6) エコファンド
 - h-7) その他の企業活動：社外活動について、項目ごとに記録
- i) コミュニケーション：アンケート、メールの宛先、その他の双方向コミュニケーション

の方法について記録

V Web上における環境情報開示の状況に関する調査結果

(1) 全体の状況 (987社)

- a) フロントページでの環境情報へのアクセス：
29.1% (285社)、標準偏差28.8、中央値31.3
- b) 環境ページ：
41.2% (403社)、標準偏差29.6、中央値41.7
- c) 環境報告書の有無とその形態：
有り 22.7% (222社)、標準偏差27.6、中央値22.2
うち、環境報告書そのもののみ：63.5% (141社)
うち、環境報告書の一部または要約/その他：34.5% (81社)
- d) 環境報告書の年次等の表示：
17.7% (173社)、標準偏差22.2、中央値17.4
- e) 環境ページの更新日の表示：
8.9% (87社)、標準偏差12.6、中央値 4.3
- f) 環境報告書以外の情報の開示：
50.4% (493社)、標準偏差27.7、中央値52.9
- g) コミュニケーション：
25.9% (253社)、標準偏差29.3、中央値21.6

(2) 業種別の状況

1、水産 (調査企業7社)

HPは概ね簡素。環境情報については記述なし。

2、鉱業 (調査企業5社)

HPは概ね簡素。調査対象の全企業が環境報告書を作成していないし、環境情報ページも設けていない。産業の性格上、大気汚染防止、水処理、資源リサイクルへの関心は持つが、その情報開示としては、装置、プロセス、施設等の説明があるにすぎない。

3、建設 (調査企業102社)

HPは非常に充実。ステイクホルダーをかなり意識し、アップデートに更新もされている。ゼネコンでは100%、全体でも約5割が、フロントページで環境情報へのアクセスが可能。産業廃棄物問題や地球温暖化問題に関する記述が多い。しかし、環境報告書の作成については、各社とも関心ある割には、作成率が低い。

4、パルプ・紙（調査企業15社）

HPは非常に充実。ステイクホルダーをかなり意識し、アップデートに更新もされている。調査対象の約6割が環境情報を開示し、そのうち4割が環境報告書を作成している。「海外での植林活動」などの特色ある項目も見られる。

5、医薬品（調査企業32社）

HP上に6社が環境報告書そのものを開示し、他の形式での開示を含めると3割強の企業が環境情報を開示している。さらに決算短信等に環境への取り組みについて、環境に関するページにばらつきがあるが、業界全体としては環境への取り組みは希薄である。

6、石油（調査企業5社）

HPは非常に充実。ステイクホルダーをかなり意識し、アップデートに更新もされている。調査対象の6割以上がフロントページでの環境情報アクセスが可能。そのうち6割が環境報告書を作成している。HPへの環境報告書の開示については、紙媒体と同じ内容についてPDFファイルで開示している企業と要約版を開示している企業とがある。上流部門のエネルギー産業ということから、地球温暖化対策への取り組みとその実績を詳細に開示しているという特徴がみられる。

7、ゴム（調査企業9社）

HPへは3社が環境報告書を開示しているが、そのうち2社は自動車タイヤメーカーであり、自動車業界との相関性が高いという特徴がある。業界全体としては環境への関心はみられるが、HPへの詳細な開示は進んでいない。

8、窒業（調査企業20社）

HPへは8社が環境報告書そのものを開示し、その他の形式を含め6割強の企業が環境情報を開示している。HP上の決算短信等では、ほとんどの企業が環境への取り組みを記載するか環境ページを作成するかの対応をしている。

9、鉄鋼業（調査企業32社）

HPそのものにばらつきが見られる。約3割の企業はHPを作成し、環境報告書も作成している。そのうち8割が紙媒体と同じ内容のPDFファイルを作成し開示している。また特に環境報告書のなかで環境保全、省エネルギー、省資源、リサイクル、地球温暖化対策への取り組み、環境意識の向上、ISOへの取り組み等に関して、詳細に開示しているという特徴がある。

10、非鉄金属及び金属製品（調査企業51社）

HP上に環境報告書そのものを開示している会社が12社あり、その他の形式を含めると4割強の企業が開示している。業態別では電線関係ではほとんどの企業が開示しているが、橋梁関係ではまったく開示は行われていない。

11、機械（調査企業91社）

HPは環境情報に限らず、あまり充実していない。投資家向けの情報自体がほとんどなく、企業活動や製品について、簡単に紹介している程度である。環境報告書等を載せている企業はわずかであり、研究開発よりもISO取得の報告を行う企業が多い。

12、電気機器（調査企業129社）

家電メーカーの場合、IRのページを設け、豊富な情報を提供する傾向がある。こうした企業のほとんどは、環境報告書を作成しPDFファイルにより数年分の環境報告書をダウンロードできるようにしている。また環境報告書とともに環境報告書に含まれていない情報を、Web上にて提供する企業もある。Webデザインについても相当なコストをかけ、消費者等が環境情報を容易に理解できるように十分配慮している。他方、中間財供給企業や比較的小規模な企業では、環境報告書および環境情報の開示を行っている企業は少なく、開示しているとしても内容的には簡素なものが多い。

13、造船（調査企業3社）

業種的に会社数は少ないが、大規模な会社で占められ、HPの内容、環境報告書等とも充実している。投資家向けというより、HPを通して広報という性格をもっている。

14、自動車・自動車部品（調査企業39社）

HP上に環境報告書そのものを開示している会社は15社あり、その他の形式を含めると7割の会社が環境情報を開示している。自動車業界の特徴としては、リコール情報、車種別環境情報、グリーン購入法適合車種情報の提供があげられる。

15、その他輸送用機器（調査企業12社）

環境情報に関する記載を行っている企業はほとんどない。

16、精密機器（調査企業20社）

環境報告書ならびにその他の環境情報の記載とも、充実している企業が多い。さらに研究開発活動、ISO取得、リサイクル活動に関する情報も多い。

17、その他製造業（調査企業23社）

環境情報については、比較的記述が少ない。

18、商社（調査企業82社）

会社情報に環境情報を含める企業が多く、その内容は、ISO14001認証取得に関するものが主となっている。

19、小売業（調査企業23社）

HP掲載の大半は、商品情報であり、財務情報、環境情報はほとんど開示されていない。つまり小売業にとってのHPは、販売促進の一手段として位置付けられているとみることができる。この傾向は、小売業全般にいえる。環境情報を開示しているのは3社であり、このうち環境報告書を作成しているのは1社だけであった。

20、銀行（調査企業93社）

銀行の業法にしたがい、毎年、ディスクロージャー誌を作成している。銀行のなかには環境情報を含め、PDF形式にて開示している銀行もあるが、業界全体としては、製造業ほどには環境情報を開示しているとはいえない。

21、証券（調査企業14社）

銀行と同様にIRに力を入れ、毎年、ディスクロージャー誌も作成している。調査企業すべてが環境報告書をそのまま開示している。またエコファンドが話題となったわりには、Web上への環境情報の開示はほとんどない。

22、保険（調査企業12社）

保険もIRに力を入れているが、他の金融企業に比べて環境情報の開示に熱心であり、特に大手の保険会社においてこの傾向は強い。

23、その他金融業（調査企業20社）

サービス情報の開示が多く、環境に関する情報の開示は皆無である。

24、不動産（調査企業18社）

環境報告書を作成する企業はない。研究開発情報としては、環境にやさしい住まい造りに関するものである。

25、鉄道・バス（調査企業19社）

環境情報を開示する企業は多いが、環境報告書を作成している企業は少ない。また、ISO 14001に関する情報も、各駅もしくは営業所等かなり局地的なものとなっている。

26、陸運（調査企業12社）

環境情報の開示は多くの企業で確認できるが、環境報告書については、ごく一部の企業が作成しているに過ぎない。

27、海運（調査企業6社）

およそ半数の企業がHPを開設していない状況にある。Webにおける情報開示の位置付けが他業種にくらべ小さい。環境情報も1社を除き、安全情報に付随している。国際基準に基づく海洋汚染、大気汚染に関するものが開示されている。

28、空運（調査企業4）

空運業、とりわけ旅客空運業（日航、全日空）のHPについては、環境報告書のほぼすべてをHPに写した形式をとっていることが特徴としてあげられる。

29、倉庫・運輸関連（調査企業11社）

多くは自社のサービス等に関する情報の開示が中心となっている。環境情報、決算情報、およびIRに関する情報は、全体的にほとんど見られなかった。

30、通信（調査企業9社）

ほとんどの企業がIRに非常に力を入れている。特にNTT及びその関連企業は環境報

告書をはじめとして、非常に詳細な環境情報を開示している。

31、電力（調査企業9社）

各社のHPについて見れば、開示内容やボリュームにややばらつきがある。しかし、相対的には他業界よりも非常に充実している。すべての企業が環境のページをもっており、きめ細かな開示がなされている。特筆すべきは、すべての電力会社が環境報告書を作成しているということである。特に東京電力の環境報告書は、質・量とも全業異種のトップランナーである。上流部門のエネルギー産業ゆえに、地域環境、資源の有効活用、研究開発、環境管理の推進等詳細に開示している点の特徴である。

32、ガス（調査企業5社）

電力会社との共通点が多い。HPは非常に充実している。すべてのガス会社が環境のページを持ち、環境報告書を作成開示している。特に東京ガスの環境報告書には「環境経営のトップランナーを目指して」ということを明示している。電力会社と同様に、上流部門のエネルギー産業ゆえに、環境報告書のなかで、地域環境保全、保安対策、労働・安全対策、技術開発等、詳細に開示されているのが特徴である。

33、サービス業（調査企業46社）

IT関連企業および新興の企業はIRに非常に力を入れている。その一環として環境情報の開示を行っている企業もある。

VI 環境情報にかかるWeb開示—イギリスの事例—

(1) 調査目的と調査内容

Webを利用して情報を開示することが急速に拡大しているが、その開示された情報を環境情報に限定しその保証の問題を、イギリスの5社、すなわちアングリアン・ウォーター、BPアモコ、英国航空、ブリティッシュ・テレコム、およびシエルの事例に基づきながら、検討している。

Webに開示された情報の保証とは、「インターネットを利用して、リアルタイムに情報を開示し、同時にそれを検証すること」が可能であるか、可能とするならば、そのような事例はあるのか、ということであるとし、さらにその保証のあり方を第三者意見書に置いている。

上記のWeb上に開示された環境情報の保証の実施状況の判断を、以下の4項目を抽出することで行っている。すなわち、

- ①Webを利用した環境情報開示に対する会社の考え方の記述（会社の考え方の明示）
- ②Web上の環境情報を保証の対象にしているか否かの記述（保証の対象の明示）
- ③保証の対象をリアルタイムで更新されるか否かの記述（リアルタイムな更新の明示）
- ④保証の対象をWeb上でどのように識別するかの記述（保証対象の識別）

(2) 調査結果と今後の課題

「インターネットを利用して、リアルタイムに情報を開示し、同時にそれを検証すること」という考え方を採用しているのは、上記5社のうち、BPアモコだけであった。シェルを除く他の3社は、Web上の開示情報のうち検証の対象となるものの範囲を限定していた。他方、シェルはBPアモコと同業にも関わらず検証を紙媒体に限定している。

今後の課題としては、環境報告書それ自体の保証がまだドラフト段階にあること、さらにWeb上で開示された環境情報の検証問題についても、企業によって現状認識に大きな差異があることなどがあげられるが、ここで検討したイギリスの5社の今後の動向は、われわれにとって大いなる参考となる。その推移を期待をもって見守りたい。

Ⅶ 終わりに（中間報告としての結論）

詳細な分析については、次回報告することとし、今回は、日本においては業種別に環境情報のWeb開示の状態を見て、具体的には、どのような違いや特徴があるかを、見出すことに焦点を当ててきた。少なくともWebのよる開示には、紙媒体にない利点があるにもかかわらず、その普及度あるいは利用度には、かなりの業種間格差があることが判明した。イギリスにおいては、サンプル企業が5社ではあったが、Web上の環境情報の保証の状況について調査した。具体的には「インターネットを利用して、リアルタイムに情報を開示し、同時にそれを検証すること」という考え方に対して企業間でかなりの差があることが判明した。年々、環境報告書を開示する企業が増加しているが、Web上での環境情報の開示も、今後さらにどのように変化するか、Web上の環境情報の信憑性の保証とも関連させて、次回の最終報告に向けて量的・質的の両面から注視していきたい。

（主要参考文献）

Financial Accounting Standards Board[FASB] (2000) “Business Reporting FASB Research Project Steering Committee”, Electronic Distribution of Business Reporting Information, FASB. (<http://accounting.rutgers.edu/raw/fasb/new/index.html>)

伊藤邦雄（監修）、三和総合研究所経営戦略第1部会編(1995)『戦略的IR インベスター・リレーションズの理論と実践』同友館。

河崎照行（編著）(2001)『eディスクロージャー—電子情報開示の理論と実践—』（『企業会計』6月号別冊）中央経済社。

ジョン・エルキントン(2001)「環境報告書の多様性が進み、信憑性の保証が重要に」『日経エコロジー』（3月号）。

多田昌義・上田武(1999)『インベスター・リレーションズ』中央経済社。

日本会計研究学会・スタディ・グループ(2000)『電子メディアによる情報開示に関する研究』日本会計研究学会。